

鳥 取 市

障害福祉サービス支給決定基準

平成 19 年 2 月

(平成 21 年 11 月改正)

(平成 24 年 7 月改正)

(平成 26 年 4 月改正)

(平成 27 年 9 月改正)

(平成 30 年 5 月改正)

(令和元年 9 月改正)

(令和 2 年 4 月改正)

(令和 3 年 9 月改正)

鳥 取 市

目 次

I はじめに	1
II 支給決定についての基本的な考え方	2
III 介護（地域相談支援）給付	6
IV 訓練等給付	17
V 複数の障害福祉サービス等の支給	20
VI 障がい児福祉サービス	21
(様式)	
別紙1 勘案事項整理票	26
別紙2 サービス利用計画	28
別紙3 基準時間及び基準回数	29
別紙4 就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票	30
別紙5 乳幼児等サポート調査・給付決定時調査 調査票	32

I はじめに

(1) 目的

障害者総合支援法における障害福祉サービスの支給決定の透明化・明確化を図るため、支給の要否や支給量の決定に関し支給決定基準を設定するとともに地域生活支援事業との併給等についても整理し、これに基づく支給決定を行う。

(2) 支給決定基準の視点

本基準は、障害者総合支援法第22条に規定する支給要否決定等及び地域生活支援事業の運用にあたっては、障害者総合支援法第1条に規定する目的に基づくものとする。

また、本基準は、本市の実情等を考慮するとともに、障がいのある人が地域で生活するにあたり、その生活を支援し得るものとなるよう配慮する。

(3) 支給決定基準として定めるもの

1. 障害福祉サービス

支給決定にあたっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

○介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援

○地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

○訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

2. 地域生活支援事業

障害福祉サービス及び地域生活支援事業間の併給関係

移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、デイサポート

(4) その他

- (ア) 障害者総合支援法により分類されている障害福祉サービスの種類ごとに基準を定める。
- (イ) 支給決定において勘案すべき事項は、障害者総合支援法第22条及び障害者総合支援法施行規則第12条で示された事項を基本とする。

II 支給決定についての基本的な考え方

支給決定にあたっては、下記の考えに基づき、サービス等利用計画書を作成するものとする。

①全般的事項

- (ア) サービス内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可。
- (イ) 同一時間帯における複数サービス利用は不可。
- (ウ) サービス利用にあたっては、介護給付及び訓練等給付を優先とする。
- (エ) 介護給付のサービスを受給している者が、40歳から65歳未満において受給中のサービスと同種の介護保険サービスを利用することとなった場合は、当該介護給付のサービスを、原則介護保険でのサービスの支給月の前月まで支給する。
- (オ) 介護給付のサービスを利用している者が、65歳に到達し介護給付サービスと同種の介護保険サービスを利用することとなった場合において、当該介護給付サービスは、誕生日が月の初日の場合は当該誕生月の前月まで、誕生月が2日以降の場合は誕生日の属する月まで支給する。

②訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

- (ア) 身体介護は24時間利用可。
- (イ) 1回あたりの利用時間は、身体介護3時間以内、家事援助は1.5時間以内を基本とする。
- (ウ) 介護保険対象者は、介護保険による利用を優先する。
- (エ) 介護保険対象者であっても、障がい固有の事由がある場合は、介護保険の給付に加えて障害者総合支援法によるサービス支給を行う。
- (オ) 居住系サービス利用者は、原則として居宅介護は利用できない。ただし、グループホーム利用者で必要性が認定されている場合は利用可能とする。
- (カ) 月4.5週として支給量を計算するが、月により不足が生じる場合は回数に当てはめて計算する。（ただし、障害支援区分ごとの支給基準内の決定とする。）
- (キ) 障がいのある児童への居宅介護は、家族（主たる介護者）が疾病等により介護が困難な場合とする。
- (ク) 障がいのある児童への家事援助は、保護者が行うものなので、原則利用できない。
- (ケ) 障がいのある児童への通院介助は、保護者が疾病等の理由により付き添えない場合においてのみ、中学生以上を対象とする。
- (コ) 安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等とともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとして、サービス等利用計画や個別支援計画に位置付けられたものであれば身体介護として扱う。ただし、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取り扱いをすることに留意し身体介護か家事援助か判断する。
(通院等介助の取り扱いもこれに準じることとする。)

③日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

- (ア) 事業所の開所時間における他サービス利用は不可。
- (イ) 介護保険対象者は介護保険によるサービスが優先となるが、障がい固有のニーズがある場合は利用可とする。
 - (ウ) 複数のサービスの同日利用は、原則として認めない。
ただし、日中活動系サービスを複数利用することがより効果的であるなど、併給することについて明白かつ正当な理由がある場合については併給することができる。（医師の意見書等により判断する。）
- (エ) 支援の進捗状況に応じ、通所によるサービスと自宅等の訪問によるサービスを組み合わせ、段階的に実施する。
- (オ) 支給量については、原則として当該月から8日を控除した日数とする。ただし、要件を満たす場合は原則の日数を超えて支給決定ができるものとする。

④居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）

- (ア) 原則として毎日利用することとする。（各月の暦日数を支給決定量とする。）
- (イ) 居宅介護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援の利用は原則として不可とする。

⑤地域生活支援事業（移動支援・日中一時・訪問入浴・デイサポート）

- (ア) 介護給付・訓練等給付・介護保険サービスの利用が優先となるため、サービス内容において、目的等が同様であるものについてはそちらの支給決定を受けること。
例）移動支援→居宅介護（通院等介助）・行動援護・同行援護等
日中一時→生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、デイサービス等
- (イ) サービスにより、利用条件が異なるので、申請の際には注意すること。
- (ウ) 負担額は、生活保護世帯以外の者は原則1割負担となる。
- (エ) 支給決定期間は1年間だが、介護給付・訓練等給付・介護保険サービスの期間に合わせて設定し支給決定する。
- (オ) 利用を続けるには更新が必要なので、支給決定期間が切れないよう忘れずに更新すること。

⑥障害福祉サービスと介護保険制度の関係について

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスの利用を優先とする。ただし、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては利用可能とする。

- 介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスを支給する。
- 介護保険法に基づく要介護認定等（総合事業対象者含む）を受けた結果、非該当と判定された場合など介護保険サービスを利用できない場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要と市が認めた場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。
- 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視覚・聴覚障がい等の特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用を可能とする。

I. 障害福祉サービスの支給量を併給できる場合の条件（居宅介護、重度訪問介護）

併給の対象者は、次の（i）～（ii）のいずれにも該当するものとする。

世帯の範囲は、住民基本台帳上の世帯で判断する。

（i）世帯状況

次のア～ウのいずれかに該当する者

ア. 単身世帯

イ. 障がい者等（障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定される障害者及び障害児をいう）又は介護保険の要介護認定（要支援を含む。以下同じ。）を受けた者のみで構成される世帯に属する者

ウ. 同一世帯に属している者で、当該者が介護することができない場合

（ii）介護保険状況

次のア～ウの要件をすべて満たし、かつエ又はオの要件に該当する者

ア. 介護保険サービスや社会資源等を検討した結果、必要とする支援が不足する。

イ. 介護保険サービスの利用実績が区分支給限度基準額に達していること。（ケアマネジャーが作成した直近のサービス利用票等により判断）

ウ. 介護認定の変更申請を行った結果、認定結果に変わりがない。（※前回申請時より一定期間が経過していない等で本人の状態が変わっておらず、介護度増が見込まれない場合は省略可）

エ. 非定型審査会に諮り、併給の支援内容が妥当となった。

（非定型審査会に資料を提出の際には事前に障がい福祉課に相談が必要。）

オ. 65歳に達する日前1年間にわたり継続して支給決定（居宅介護、重度訪問介護）を受けており、年齢到達により障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、介護保険サービスの区分支給限度基準額では今まで受けていた支援が受けられない場合は、65歳到達時の障害福祉サービスの支給量から介護保険サービスの上限支給量を差引いた数値を限度支給量とする。

なお、限度支給量を超えての支給が必要な場合は、非定型審査会に諮ることとする。

例)	今までの支給量・・・家事援助 20 時間
	介護保険サービスの上限支給量・・・家事援助 9 時間
	限度支給量 ・・・ 20 時間 - 9 時間 = 11 時間
	(限度支給量内であれば、非定型審査会に諮らずに支給決定をする。)

II. 障害福祉サービスの支給量を併給できる場合の条件（生活介護）

併給の対象者は、次の（i）～（ii）のいずれにも該当するものとする。

世帯の範囲は、住民基本台帳の世帯で判断する。

（i）世帯状況

⑥I（i）と同様。

（ii）介護保険状況

次のア～エの要件にすべて該当する者

ア. 介護保険サービスや社会資源等を検討した結果、必要とする支援が不足する。

イ. 介護保険サービスの利用実績が区分支給限度基準額に達していること。（ケアマネジャーが作成した直近のサービス利用票等により判断）

ウ. 介護保険の要介護認定において、「要介護4」又は「要介護5」であること。

エ. 非定型審査会に諮り、併給の支援内容が妥当となった。

（非定型審査会に資料を提出の際には事前に障がい福祉課に相談が必要。）

III. その他、併給に関する取扱い

- ⑥I（居宅介護及び重度訪問介護）と⑥II（生活介護）の両サービスの併給は不可とする。
- ⑥IIに関わらず、「鳥取市障害者福祉センターさわやか」が提供する生活介護事業の利用は可とする。また、利用に当たっては「指定生活介護事業利用契約書」により事業者と契約を締結しなければならない。
- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）への入所が望ましい者においては、入所手続きを行った事実が確認できる証明書類等（施設利用申込書等）の提出を求める場合がある。

III 介護給付

(1) 介護（地域相談支援）給付の種類とサービス内容等

介護（地域相談支援）給付の各障害福祉サービスの種類、サービス内容等を下記のとおりと設定する。

サービスの種類	サービスの内容	対象者等	
		対象者	障害支援区分との関係
居宅介護 ○身体介護中心	入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護を中心としたサービス。自立生活に向けて日常生活に関する動作を一緒にすること、医師の指示（診断書等）に基づく適切な栄養量及び内容を有する特別食（肝臓病食、糖尿病食、腎臓病食等の調理も身体介護とする（単にきざみ食やトロミをつけることや、家事援助とする）	障害者又は障害児	障害支援区分が区分1以上である者
居宅介護 ○通院等介助（身体介護を伴う場合）中心	通院等介助（通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助）が中心であるサービスで身体介護を伴うものただし、入退院の際の利用はできません。	障害者又は障害児	(1)かつ(2)の心身の状態にある利用者 (1)障害支援区分が区分2以上である者 (2)次の認定調査項目について、いずれか1つに認定されていること。 (一)歩行：「全面的な支援が必要」 (二)移乗：「見守り等の支援が必要」「部介的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (三)移動：同上 (四)排尿：「部介的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (五)排便：同上
居宅介護 ○家事援助中心	調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス	障害者又は障害児	障害支援区分が区分1以上に該当する者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者
居宅介護 ○通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心	通院等介助（通院等又は官公署への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助）が中心であるサービスで身体介護を伴わないもの。ただし、入退院の際の利用はできません。	障害者又は障害児	障害支援区分が区分1以上である者
居宅介護 ○通院等乗降介助中心	通院等又は官公署への移動のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助	障害者又は障害児	障害支援区分が区分1以上である者
重度訪問介護	居宅における入浴、排泄又は食事の介護、相談・助言など生活全般にわたる援助、外出時の支援までを行う総合的なサービス	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害であって、常時介護を有する障害者	障害支援区分が区分4以上であって下記のいずれかに該当する者 (1)二肢以上に麻痺があり次の認定調査項目について、いずれも支援不要以外と認定されていること。「歩行」「移乗」「排尿」「排便」 (2)認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者

サービスの種類	サービスの内容	対象者等	
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援	視覚障害者	同行援護アセスメント票(表2)において、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上である者
行動援護	行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であつて常時介護を要する者	障害支援区分が区分3以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者(表1)
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	常時介護を要する重度の障害者又は障害児であつてその介護の程度が著しく高い者	障害支援区分が区分6に該当する者うち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて以下に掲げる者 (1)四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ②最重度知的障害者 (2)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者(強度行動障害)(表1参照)
短期入所	入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者	障害支援区分が区分1以上である者
		居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害児	(区分なし) 障害児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
生活介護	事業所において (1)食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援 (2)軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 (3)(1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上をして、必要な介護を実施	常時介護が必要な障害者	①障害支援区分が区分3(施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者 ②年齢が50歳以上で、障害支援区分が区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

サービスの種類	サービスの内容	対象者等	
		対象者	障害支援区分との関係
療養介護	医療機関において (1)病院等への入院による医学的管理の下、介護及び日常生活上の支援。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者	(1)ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6の者 (2)筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者 (3)医療的ケアスコア(表3)が16点以上の区分5以上の者 (4)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の区分5以上の者 (5)遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の区分5以上の者
施設入所支援	日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介助等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者	①生活介護利用者のうち、障害支援区分が区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、居宅から当該サービスが提供される施設等へ通所することが困難である者 ③就労継続支援B型や生活介護との組み合わせを希望する者で、区分が満たない場合に相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成した上で、利用の組み合わせが必要な場合に市の判断で認めた者

地域相談支援給付

サービスの種類	サービスの内容	対象者等
地域移行支援	施設入所、入院している障がい者が、住居の確保や地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う	①障害者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所する障害者 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等必要な支援を行う	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない者 ②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にあるもの。 なお、障害者支援施設や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

○認定調査項目のうち行動関連項目

表 1

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる	3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる	5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない		
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上の)支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上		

同行援護アセスメント票

表 2

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害	視力（6-1）	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えていけるのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること（視力確認表は下図）
2	視野障害	視野	ない 又は右記以外	周辺視野角度（I／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（I／二視標による。以下同じ。）が56度以下である。 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること			
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付			人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする			人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

(視力確認表：A4版)



表 3

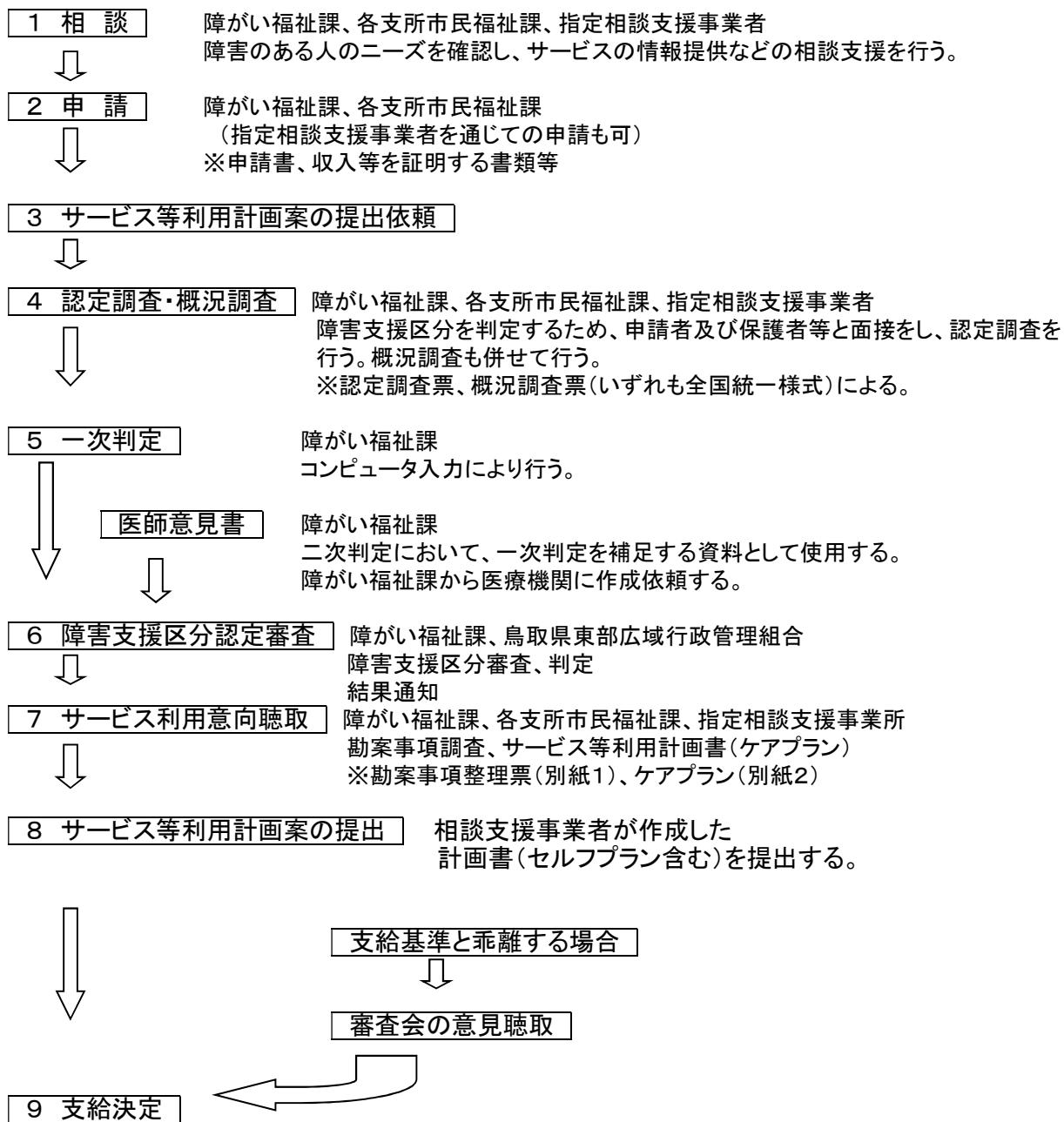
障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）									
医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。									
医療機関名				医療機関 住所地	〒 -				
					連絡先 電話番号				
患者氏名	患者生年月日			年 月 日					
初回判定年月日 (初回記入欄)	年	月	日	医師氏名	(ふりがな)		連絡先電話番号		
NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性				有・無					
<p>※ NICU等から退院して間もない（若しくは退院する予定の）児童の場合に限りチェックを付けてください。</p> <p>※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。</p>									
更新時 用	①更新判定 (2回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名	(ふりがな)		
	②再更新判定 (3回目記入欄)	判定年月日	年	月	日	医師氏名	(ふりがな)		
<p>※ 障害福祉サービス等は1年に1回程度（サービスによっては3年に1回程度）更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定（または②再更新判定）の欄に、判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。</p>									
----- 裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領 -----									
<p>【基本スコア】 申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に□を付けてください。 ※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）、「夜間」とは障害児者が（短期）入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。</p> <p>【見守りスコア】 いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに□を付けてください。</p>									
障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）									
医療的ケア（診療の補助行為）		基本スコア		基本 スコア 高 中 低	見守りスコア		見守りスコアの基準（目安）		
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸引法、排痰補助装置、高頻度胸腔振動装置を含む）の管理 (注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□	10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 (注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)		□	8点	□	□	□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	それ以外の場合	
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□	5点	□	□	□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合	
4 酸素療法		□	□	8点	□	□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)	それ以外の場合	
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)		□	8点	□	□	□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)	それ以外の場合	
6 ネプライザーの管理		□	□	3点					
7 経管栄養 (1)経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 (2)持続経管注入ポンプ使用		□	8点	□	□	□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)	それ以外の場合	
		□	3点	□	□	□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		□	8点	□	□	□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)	それ以外の場合	
9 皮下注射 (1)皮下注射(インスリン、麻薬など) (2)持続皮下注射ポンプ使用		□	□	5点	□	□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	それ以外の場合	
		□	□	3点	□	□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) (注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□	□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要になる可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
11 繙続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		□	8点	□	□	□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)	それ以外の場合	
12 尿導尿 (1)利尿時間中の間欠的導尿 (2)持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)		□	□	5点					
		□	□	3点	□	□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
		□	□	5点	□	□	自発運動等により膀胱瘻、尿路ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
13 排便管理 (1)消化管ストーマ (2)排便、洗腸 (3)浣腸		□	□	5点					
		□	□	3点					
		□	□	3点					
14 痊撲時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 (注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年内に発作の既往がある場合		□	3点	□	□	□	痙攣が10分以上重複する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)	それ以外の場合	
(a)基本スコア合計 <日中> <夜間>				(b)見守りスコア合計 <日中> <夜間>		(a)+(b)判定スコア <日中> <夜間>			

(2) 利用期間

介護（相談支援）給付の各障がい福祉サービスの利用期間を下記のとおり設定する。

サービスの種類	利用期間 (最短～最長)
居宅介護 ○身体介護中心	1か月～1年
居宅介護 ○通院介助(身体介護を伴う場合)中心	
居宅介護 ○家事援助中心	1か月～1年
居宅介護 ○通院介助(身体介護を伴わない場合)中心	
居宅介護 ○通院等のための乗車又は降車の介助が中心	1か月～1年
重度訪問介護	1か月～1年
同行援護	1か月～1年
行動援護	1か月～1年
重度障害者等包括支援	1か月～1年
短期入所	1か月～1年
生活介護	1か月～3年
療養介護	1か月～3年
施設入所支援	1か月～3年
地域移行支援	1か月～6か月 この期間で十分な成果が得られず、引き続き利用することで、地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には6か月の範囲内で更新可能 ※更なる更新については非定型審査会が必要となる
地域定着支援	1か月～12か月 対象者や同居家族の心身の状況や生活状況、緊急時の実績を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合については、1年の範囲内で更新可能 ※更なる更新については必要性が認められれば更新可能

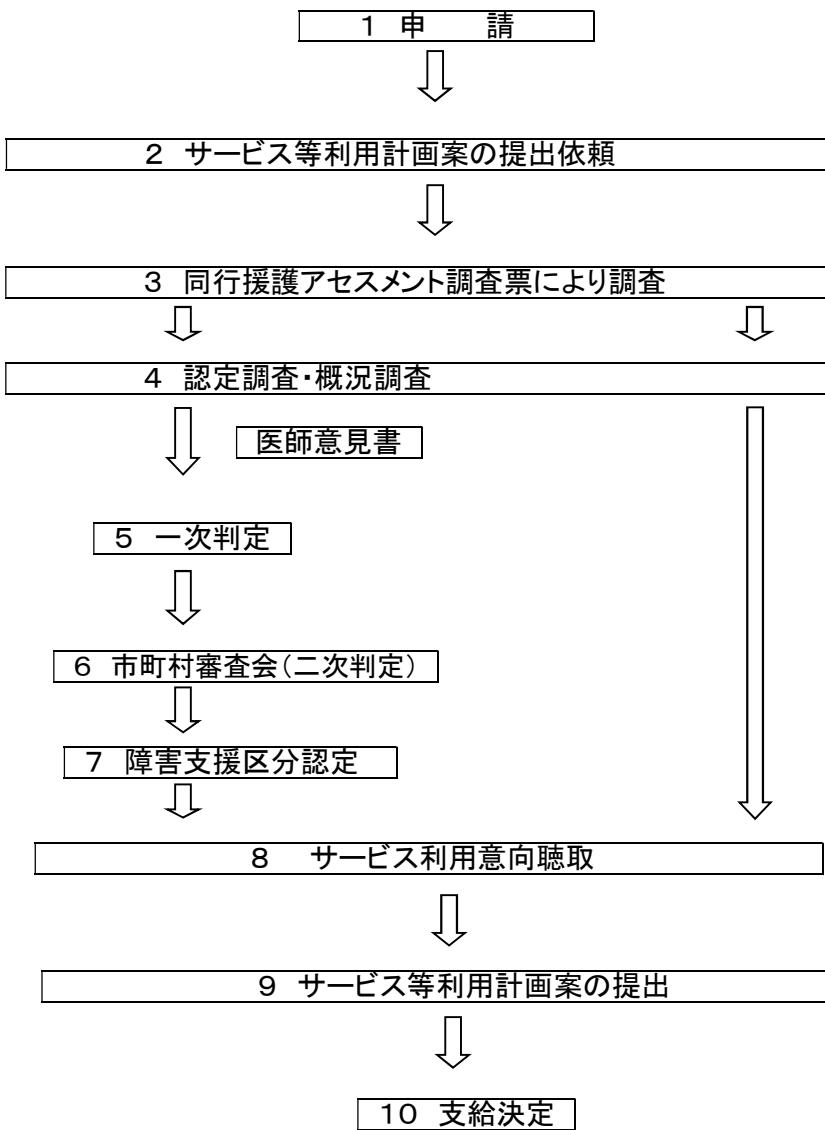
(3) 介護給付支給決定までの流れ（同行援護を除く）



同行援護

【区分3以上支援加算の支給決定
が必要と見込まれる場合】

【区分3以上支援加算の支給決定
が不要と見込まれる場合】



(4) 支給基準

介護給付にかかる支給基準を次のとおりとする。本基準は、令和3年4月1日から適用する。

①居宅介護

(単位：単位／月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)
生活介護サービス利用者(*2)		3,930	5,770	10,850	17,380	22,010	
障害福祉サービス利用者(*3)						72,780	44,550
上記以外の方	3,040	3,930	5,770	10,850	17,380	25,000	

②重度訪問介護

(単位：単位／月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)
生活介護サービス利用者(*2)				15,950	20,440	28,220	17,340
障害福祉サービス利用者(*3)						72,780	44,550
上記以外の方				28,430	35,630	50,800	17,340

③行動援護

(単位：単位／月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)
生活介護サービス利用者(*2)			11,680	15,210	19,320	23,280	
障害福祉サービス利用者(*3)						72,780	44,550
上記以外の方			15,310	20,630	27,440	35,660	

④重度障害者等包括支援

(単位：単位／月)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	介護保険給付対象者(*1)
重度障害者等包括支援利用者						94,770	66,540

⑤同行援護

(単位：時間／月)

区分にかかわらず	30
----------	----

*1：「介護保険給付対象者」とは、65歳以上の者又は介護保険法第7条第3項第2号に掲げる者に該当する者

*2：「生活介護サービス利用者」とは、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（それぞれ通所による支援に限る。）を利用している者

*3：「障害福祉サービス利用者」とは、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の1重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるものであって、重度障害者等包括支援サービスを利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

（5）乖離基準

サービスの種類	乖離基準
居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 同行援護	支給基準単位数の1.5倍
生活介護	各月の日数から4を差し引いた日数
短期入所	月10日

（6）乖離基準を超えない場合にかかる支給決定

障害のある人が障害支援区分の認定を受けた後、支給決定基準により、また障害のある人の心身の状況等を考慮し、必要最小限度のサービスが受給できるようサービス利用計画を作成し、乖離基準を超えていないことが確認できた場合は、審査会の意見聴取を行わず支給決定を行う。

（7）乖離基準を超えた場合にかかる支給決定

乖離基準を超える場合においては、下記の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定するものとする。（但し、緊急及び特別な事由による場合は除く）

- (1) 障害支援区分調査票
- (2) 二次判定結果
- (3) 医師意見書
- (4) 勘案事項整理票
- (5) サービス等利用計画書 等

IV 訓練等給付

(1) 訓練等給付の種類、サービス内容と対象者

訓練等給付は、障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、その種類は次のとおりとする。

サービスの種類	サービス内容	対象者等
自立訓練 (機能訓練)	(1) 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練 (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援 (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施する	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人 ①入所施設・病院を退所・退院した者で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等
自立訓練 (生活訓練)	(1) 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援 (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援 (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施する	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害のある人 ①施設・病院を退所・退院した者で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	居室等を利用させ、日常生活能力を向上させるための支援を行う	上記生活訓練対象者で、地域移行に向けて一定期間、生活能力向上のための訓練、その他の支援が必要な障がいのある人
就労移行支援	(1) 事業所における作業や企業における実習等 (2) 適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援 (3) (1)や(2)を通じ、適正に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・指導等を実施する	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる障害のある人 (65歳以上の方は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者に限る) ①企業等への就労を希望する者 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者等
就労継続支援A型	(1) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供 (2) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者 (65歳以上の方は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者に限る) ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

サービスの種類	サービス内容	対象者等
就労継続支援B型	(1) 就労の機会や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない) (2) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施する	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
就労定着支援	(1)生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行う (2)雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等を実施する	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、一般就労した障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月以上経過し、3年6ヶ月を経過していない者(病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した障害者も含む)
自立生活援助	(1)居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う	次のいずれかに該当する者 ①障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者 ②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者 ③精神科病院に入院していた精神障害者 ④救護施設又は更生施設に入所していた障害者 ⑤刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者 ⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者 ⑦現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に1人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
共同生活援助	(1)共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に、主として夜間において、相談、入浴、排せつ、食事その他必要な日常生活上の援助を提供する	身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る

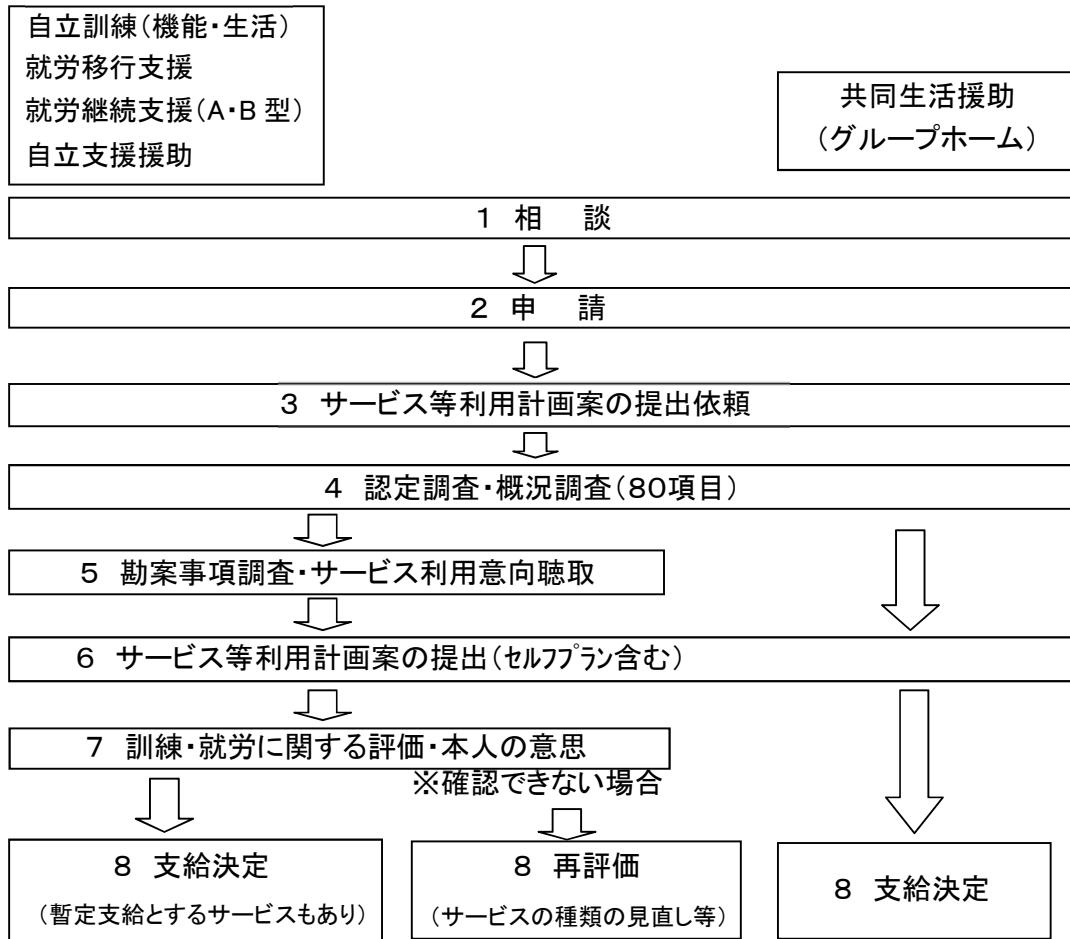
(2) 利用期間

障害者総合支援法に定められている期間とする。

サービスの種類	利用期間
自立訓練(機能訓練)	18ヶ月、長期入院者の場合は36ヶ月
自立訓練(生活訓練)	24ヶ月、長期入院者の場合は36ヶ月
就労移行支援	24ヶ月
就労継続支援(A型)	制限なし
就労継続支援(B型)	制限なし
就労定着支援	36ヶ月
自立生活援助	12ヶ月
共同生活援助(グループホーム)	制限なし
宿泊型自立訓練	24ヶ月、長期入院者の場合は36ヶ月

(3) 訓練等支給決定の流れ

認定調査時に勘案事項調査並びにサービス利用意向の調査を行うことも可能とする。



(4) 支給基準

訓練等給付にかかる支給基準を次のとおりとする。

サービスの種類	利用期間
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	各月の日数から8を引いた日数
就労継続支援(A型)	
就労継続支援(B型)	
共同生活援助(グループホーム)	
就労定着支援	
自立生活援助	各月の日数
宿泊型自立訓練	

V 複数の障害福祉サービス等の支給

支給量の調整・併給を考えるにあたっては、各障害福祉サービス等の性格に着目し、下表により取り扱うこととする。

		訪問系					日中活動系										居住系		その他						
		自立支援給付				地域生活支援	自立支援給付										地域生活支援	自立支援給付							
		居宅介護	行動支援	同行支援	重度訪問介護	移動支援事業	訪問入浴サービス事業	生活介護	療養介護	自立訓練(機能訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	デイサポート	日中一時支援事業	施設入所支援	共同生活援助	短期入所	重度障害者等包括支援				
訪問系	自立支援付	居宅介護			△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	◇	△	×			
		行動援護	△		×	×	×	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	○	△	×		
		同行援護	△	×		×	×	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	○	△	×		
		重度訪問介護	×	×	×		×	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	◇	△	×		
	地域支援生	移動支援事業	△	×	×	×		△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	×			
		訪問入浴サービス事業	△	△	△	△	△		×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	×	◇	△	△		
日中活動系	自立支援給付	生活介護	△	△	△	△	△	×		×	□	□	□	□	□	△	△	□	△	○	○	△	×		
		療養介護	×	○	○	○	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
		自立訓練(機能訓練)	△	△	△	△	△	×	□	×		□	□	□	□	△	△	□	△	◇	○	△	×		
		自立訓練(生活訓練)	△	△	△	△	△	×	□	×	□		□	□	□	×	△	□	△	◇	○	△	×		
		就労移行支援	△	△	△	△	△	×	□	×	□		□	□	□	×	×	×	△	□	△	◇	○	△	×
		就労継続支援A型	△	△	△	△	△	×	□	×	□		□	□	□	×	×	×	△	□	△	◇	○	△	×
		就労継続支援B型	△	△	△	△	△	×	□	×	□		□	□	□	×	×	×	△	□	△	◇	○	△	×
		就労定着支援	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	×	△	×	×	×	×	△	△	△	×	○	△	×
	地域支援生	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	△	△	×	
		デイサポート	△	△	△	△	△	△	△	□	×	□	□	□	□	△	△	△	△	×	○	△	△	△	
	居住系	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	×	○	△	△	△	
		施設入所支援	×	×	×	×	○	×	○	×	◇	◇	◇	◇	◇	×	×	×	×	×	×	×	×		
その他	自立支援付	共同生活援助	◇	○	○	◇	○	◇	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	◇	○	×		
		短期入所	△	△	△	△	△	×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×		
	重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×		

各事業の支給要件については、障害者総合支援法（以下「法」という。）及び法関係通知及び各事業についての定めによることを基本とする。

- 併用可
- 同一日利用不可
- △ 同一時間帯利用不可（提供予定時間含む）
- ◇ サービス等利用計画により認められた場合可
- ✗ 併用支給不可

VI 障害児福祉サービス

(1) 調査項目

障がいのある児童の福祉サービス支給決定にあたっては表4より調査する。(行動援護の申請があった場合については表5の調査項目についても調査する。)

○表4 障害のある児童の調査項目（5領域11項目）

チェックシート

項目		区分	判断基準
①	食事	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
②	排せつ	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
③	入浴	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
④	移動	1 全介助	全面的に介助を要する。
		2 一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
		3 できる	
⑤	行動障害及び精神症状	1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	
		1 ほぼ毎日	ほぼ毎日(週5日以上の)支援や配慮が必要。
		2 週に1回以上	週に1回以上の支援や配慮が必要。
		3 ない	

○表5 行動援護の調査項目（12項目）

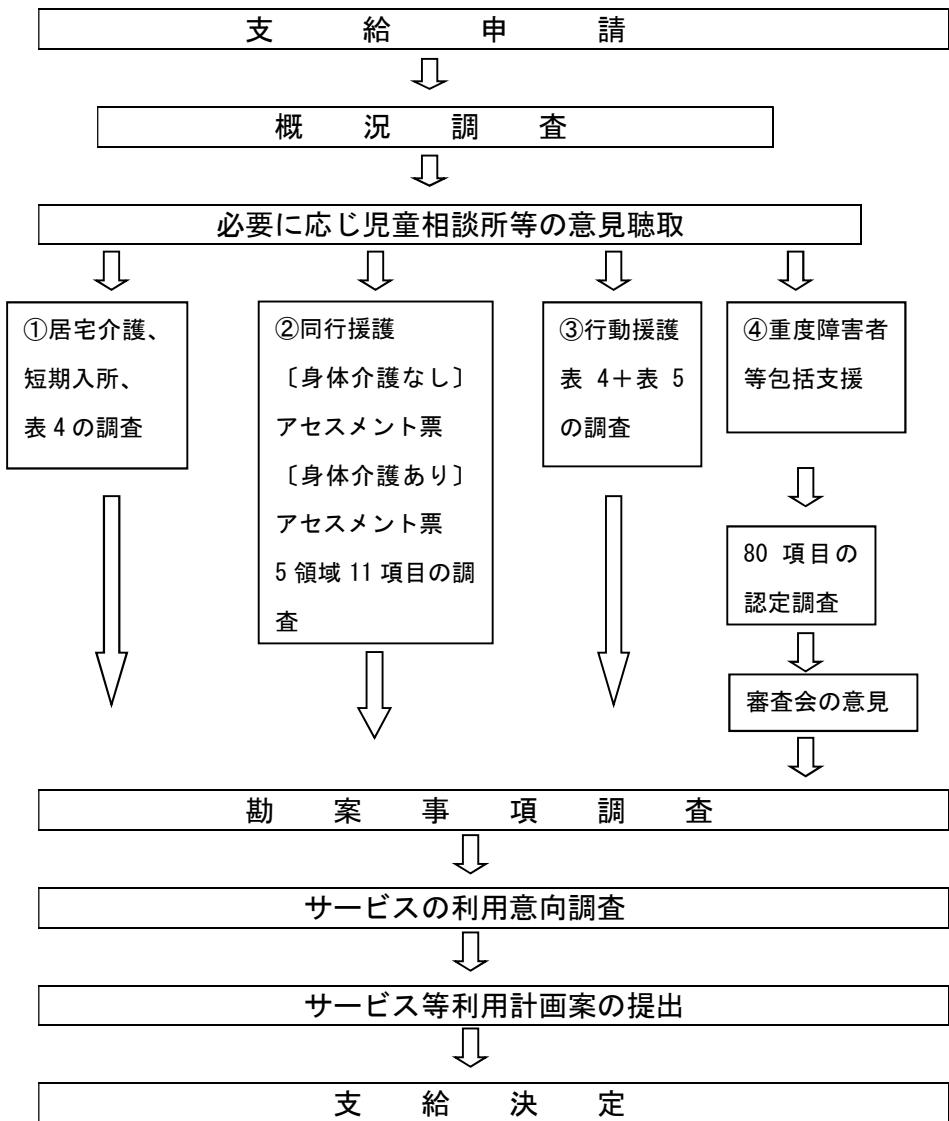
障害児チェックシート(行動援護)

調査項目等	0点		1点	2点			
本人独自の表現方法を用いた意思表示	独自の方法によらず意思表示できる		時々、独自の方法でないと意思表示できない	常に独自の方法でないと意思表示できない	意思表示できない		
言葉以外の手段(ジェスチャー、絵カード等)を用いた説明理解	言葉以外の手段を用いなくとも理解できる		時々、言葉以外の手段を用いないと理解できないことがある	常に、言葉以外の手段を用いないと理解できない	言葉以外の手段を用いても理解できない		
食べられないものを口に入れる	ない	時々ある	週に1回以上	毎日			
多動又は行動の停止	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
パニックや不安定な行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回		
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回		
過食・反すうなどの食事に関する行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日		
てんかん発作			月に1回以上	週1回以上			
合 計	点(10点以上の場合、支給対象)						
支 給	可・否 (上記と5領域11項目の調査結果を勘案し判断)						

障がいのある児童の障害福祉サービス及び利用可能対象者は次のとおりとする。

サービスの種類	要件
居宅介護	表4による調査で「ほぼ毎日」、「週に1回以上」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上
短期入所	表4の調査を行い、以下により区分認定を行う。 【区分3】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上 又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上 【区分2】①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上 又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上 【区分1】区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上
行動援護	表4と表5による調査で10点以上
同行援護	同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者
重度障害者等包括支援	概ね15歳以上。80項目の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聞いたうえで支給の要否を決定する。

(2) 支給決定の流れ



(3) 支給基準

障がいのある児童にかかる支給基準は、次のとおりとする。本基準は、令和3年4月1日から適用する。

(単位／月)

サービスの種類		区分1	区分2	区分3
居宅介護	基準	9,750		
行動援護	基準	19,480		
重度障害者等包括支援	基準	障がいのある人(一般)の重度障害者等包括支援を適用		
短期入所		10日		
同行援護		20時間		

(4) 乖離基準

(単位／月)

サービスの種類	乖離基準
居宅介護	支給基準単位数の 1.5 倍
行動援護	
重度障害者等包括支援	
同行援護	
短期入所	月 10 日

(5) 乖離基準を超えない場合にかかる支給決定

障がいのある児童に支給決定を行おうとする場合は、支給決定基準により、また障がいのある児童の心身の状況等を考慮し、必要最小限度のサービスが受給できるようサービス利用計画を作成する。

このように作成されてサービス利用計画が乖離基準を超えていないことが確認できた場合は、審査会の意見聴取を行わず支給決定を行う。

(6) 乖離基準を超えた場合にかかる支給決定

乖離基準を超える場合においては、該当する下記の資料を添えて審査会の意見を聴取し、支給決定するものとする。(但し、緊急及び特別な事由による場合は除く)

- (1) 児童チェックシート
- (2) 障害支援区分調査票（重度障害者等包括支援の場合のみ）
- (3) 二次判定結果（重度障害者等包括支援の場合のみ）
- (4) 医師意見書（重度障害者等包括支援の場合のみ）
- (5) 勘案事項整理票
- (6) サービス利用計画書

勘案事項整理票

別紙

氏名 :		
障害の種類及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	(記載内容)
その他の心身の状況		
介護を行う者の状況	氏名 : 本人との続柄 : 年齢 : 性別 : 心身の状況 : 生活状況等 : (就労状況等を記入)	
障害児通所給付費、介護給付等の受給状況	サービスの種類 : (支給量) (支給決定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
	サービスの種類 : (支給量) (支給決定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
	サービスの種類 : (支給量) (支給決定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
	サービスの種類 : (支給量) (支給決定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
	サービスの種類 : (支給量) (支給決定期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況		

障害児通所支援の利用に関する意向の具体的な内容	<p>利用目的等 :</p> <hr/> <p>申請サービスの種類 :</p> <p>申請の具体的な内容 ;</p> <hr/> <p>申請サービスの種類 :</p> <p>申請の具体的な内容 ;</p> <hr/> <p>申請サービスの種類 :</p> <p>申請の具体的な内容 ;</p>						
当該障害児の置かれている環境	(当該障害児が居住する住居の立地や交通手段の状況等を記入)						
当該申請に係る指定通所支援の提供体制の整備の状況	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="403 1405 793 1507">サービスの種類 :</td> <td data-bbox="793 1405 1487 1507">利用予定事業者 :</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1507 793 1630">サービスの種類 :</td> <td data-bbox="793 1507 1487 1630">利用予定事業者 :</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1630 793 1754">サービスの種類 :</td> <td data-bbox="793 1630 1487 1754">利用予定事業者 :</td> </tr> </table>	サービスの種類 :	利用予定事業者 :	サービスの種類 :	利用予定事業者 :	サービスの種類 :	利用予定事業者 :
サービスの種類 :	利用予定事業者 :						
サービスの種類 :	利用予定事業者 :						
サービスの種類 :	利用予定事業者 :						
備考							

				サービスの利用状況票					(別紙2)
利用者氏名		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00									
6:00									
8:00									
10:00									
12:00									
14:00									
16:00									
18:00									
20:00									
22:00									
24:00									
2:00									
4:00									
週単位以外 のサービス									

基準時間及び基準回数

○身体介護

項目	基準時間	基準回数
寝返り	5	必要な回数
起き上がり	5	必要な回数
座位保持	5	必要な回数
車椅子への移乗	5	必要な回数
服薬	5	必要な回数
衣類着脱	15	必要に応じて
食事行為	30	必要な回数
口腔衛生	5	必要な回数
オムツ交換	10	必要な回数
排泄	20	必要な回数
トイレ介助	10	必要な回数
陰部洗浄	10	必要に応じて
入浴	60	週3回
シャワー浴	60	週3回
足浴	15	週3回
洗髪	30	週3回
清拭	30	週3回
洗顔保清	10	1日1回
整髪	10	1日2回
髭剃り	10	1日3回
つめ切り	10	週1回
外出準備 (帰宅時支援含む)	20	必要に応じて
通院	必要な時間	必要な回数

湿布等、点眼、内服、塗り薬それぞれ5分

一連の動作

必要に応じて以下の時間を加算
誘導、見守り10分、移乗15分、処理5分

○家事援助

項目	基準時間	基準回数
調理	40	1日3回
食器洗い	10	1日3回
洗濯	洗う	週3回
	干す	週3回
	たたむ	週3回
掃除	60	週2回
浴室掃除	15	週3回
整理整頓	10	週2回
買い物	60	週2回
ごみ出し	10	週3回
シーツ交換		
ベッドメーキング	15	週1回
布団干し		
薬取代行	必要な時間	必要な回数
手続代行	必要な時間	必要な回数
代筆・代読	30	1回30分

○行動援護、重度訪問介護(移動部分)

項目	基準時間	基準回数
移動(屋外)	180	必要に応じて

○行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援

項目	基準時間	基準回数
見守り(屋外)	60	必要に応じて
見守り(屋内)	60	必要に応じて

※サービス利用計画案に記載されたサービスを単位に変換する。

- 1 記載された行為ごと、それぞれ基準時間と算定限度を目安にすべて合計する。
- 2 合計時間を単位に変換する。

別紙4

**就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票
【放課後等デイサービス】**

調査対象児童氏名		調査日時	
調査票記入者氏名			
(所属)			

【調査実施者の方へ】

- ①～④の項目に✓をつけるほか、別紙の「就学児サポート調査(行動関連16項目)留意事項」に沿って、⑤～⑯の行動関連項目の「判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」の要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、給付決定時調査の項目に✓を付けてください。

サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時 調査項目と の対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 排泄				項目②
③ 入浴				項目③
④ 移動				項目④
⑤ コミュニケーション	支援不要 (0点)	支援が必要な 場合がある (1点)	常に支援が 必要 (2点)	給付決定時 調査項目と の対応
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑩
⑧ 異食行動				項目⑤
⑨ 多動・行動停止				項目⑥
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

個別サポート加算(I)の対象の判定 ※以下のいずれかに該当	
○ ①～④の3以上が「全介助」になる。	
○ ⑤～⑯の✓の合計が13点以上になる。	

裏面に続きます。

給付決定時調査 調査項目	介助なし	一部介助	全介助	サポート調査との対応
① 食事				項目①
② 排泄				項目②
③ 入浴				項目③
④ 移動				項目④
	なし	週1回以上	ほぼ毎日	サポート調査との対応
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動				項目⑦、⑨、⑩、⑭、⑯
⑥ 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む。)				項目⑧、⑯
⑦ 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為				項目⑪、⑫、⑬
⑧ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する				項目⑰
⑨ 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる				項目⑯
⑩ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる				項目⑤、⑥、⑯
⑪ 学習障害のため、読み書きが困難				項目⑰

※ 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

別紙5

**乳幼児等サポート調査・給付決定時調査 調査票
【児童発達支援及び医療型児童発達支援】**

調査対象児童氏名	
年齢(調査日時時点)	歳

調査日時

調査票記入者氏名	
(所属)	

【調査実施者の方へ】

- 別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」に、調査対象児童の年齢に応じた要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、「給付決定時調査判定結果欄」に✓をつけてください。

The diagram illustrates the process of determining support needs. On the left, there is a large table titled '調査項目' (Investigation Items) with 11 rows. The first four rows (① to ④) have a yellow header row above them. The fifth row and beyond have a white header row above them. The columns are labeled '介助なし' (No Assistance), '一部介助' (Partial Assistance), and '全介助' (Full Assistance). A large arrow points from the right side of this table towards the right, leading to another table titled '給付決定時調査判定結果欄' (Subsidy Decision Results Table). This second table also has 11 rows and three columns labeled '介助なし', '一部介助', and '全介助'. A callout box on the right contains the text: '通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。' (What is the result of excluding the necessary assistance required for normal development?)

調査項目	サポート調査判定結果欄			給付決定時調査判定結果欄
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				
② 排泄				
③ 入浴				
④ 移動				
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動	なし	週1回以上	ほぼ毎日	
⑥ 睡眠障害又は食事若しくは排せつに係る不適応行動(多飲及び過飲を含む。)				
⑦ 自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為				
⑧ 気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態				
⑨ 反復的行動(再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む)				
⑩ 対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり				
⑪ 読み書きが困難な状態(学習障害によるものを含む。)				

個別サポート加算(I)の対象の判定

○ 3歳未満の場合: サポート調査判定結果で①～④のうち、2以上が全介助又は一部介助となる。	
○ 3歳以上の場合: サポート調査判定結果で①～④の1以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の1以上が「ほぼ毎日」又は「週1回以上」になる。	